

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児等医療情報共有システムの運用開始について（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、「医療的ケア児等医療情報共有システム（Medical Emergency Information Share：MEIS）」を構築し、本格運用を開始しましたので、お知らせします。

MEIS は、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

MEIS の利用にあたっては、医療的ケア児のご家族及び主治医による事前の申請・登録が必要です。管内市区町村等の関係者への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

こども家庭庁

1 厚生労働省の案内サイト

~~https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html~~

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/meis/>

2 MEIS のログインサイト

~~<https://meis.mhlw.go.jp/user/login>~~

<https://meis.cfa.go.jp/user/login>

2023年4月1日に厚生労働省からこども家庭庁へ所管が移管された際、URLが変更されました。

3 参考資料

「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について」

以上

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

shougaijishien@mhlw.go.jp